

船舶事故等調査報告書

平成23年6月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第219号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年11月28日（日） 08時00分ごろ	
発生場所	広島県江田島市 ^{おきの しゅうき} 沖野島周寄鼻 沖野島片山96m頂から真方位217°400m付近 (概位 北緯34°08.8′ 東経132°25.8′)	
事故等調査の経過	平成22年12月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 船船番号、船船所有者等 乗組員等に関する情報 死傷者等 損傷	
	モーターボート 第二ジェイソン丸、5トン未満（長さ8.24m） 291-26957広島、個人所有 船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 なし プロペラの破損等	
事故等の経過	本船は、船長が同乗者4人を乗せ、沖野島西方沖を南進中、荒天のために引き返すこととし、北へ針路を向けたところ、主機が停止し、再始動を試みるうちに風により東へ流され、平成22年11月28日08時00分ごろ、沖野島周寄鼻付近の岩場に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約8m/s、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり あり 本船は、沖野島西方沖を南進中、主機が停止した際、船長が再始動を試みる間に風により圧流されたことから、同島周寄鼻付近の岩場に乗り揚げたものと考えられる。 機関が停止した状況については、明らかにすることはできなかった。 船長は、沖野島へ向けて圧流されている際に投錨していれば、本事故の発生を回避できた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、沖野島西方沖を南進中、主機が停止した際、船長が再始動を試みる間に風により圧流されたため、沖野島周寄鼻付近の岩場に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	